仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第8期計画期間 第5回会議) 議事録

日時:令和4年6月24日(金)10:10~ オンライン開催 (事務局:健康福祉局第4会議室)

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、田口美之委員、土井勝幸委員、矢吹知之 委員長、渡邉純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

伊藤保険高齢部長、北村介護保険課長、古城介護事業支援課長、笠間介護保険課管理係長、稲辺介護事業支援課居宅サービス指導係長、礒田施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)~(4)及び議事(1)~(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助な し)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の指定事項の変更について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について (資料4) (参考資料4-1)

事務局より説明

矢吹委員長: ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員:資料2の事業所の廃止について、小規模多機能型居宅介護事業所の廃止理由が利用者の減少により事業継続が困難になったためであり、利用者は関連施設等へ移行済みとあるが、所在地の中学校区における利用者の状況はどのようになっていたのか。また、利用者は関連施設等へ移行済とのことだが、移行先の事業所は近隣であったか。また、利用に差し支えはなかったか。

稲辺係長:廃止となった小規模多機能型居宅介護事業所は、令和3年度より休止していた。 隣の中学校区に同法人による同サービスの別事業所があり、そちらの事業所へ の移行を含めて利用者の調整を行っていた。

矢吹委員長:同法人は、小規模多機能や有料老人ホームの事業所を市内で複数運営している。 廃止となる小規模多機能の利用者に、どの程度認知症の症状がある方がいたか 把握していないと思うが、そのような方が有料老人ホームに移行した場合には、 ケアが行き届くのか気になるところである。

田口委員: 資料 2 に記載の運営法人の吸収合併に伴う事業所の廃止だが、どの法人に吸収合併されるのか。

稲辺係長: 資料 5 でも説明する通り、今回新規申請を行っているグループ法人に吸収合併される。

田口委員:法人内の事業再編に伴うもので、事業所の内容に変更はないということでよいか。 また、同法人が運営する市内のグループホームは、資料に記載の事業所以外にも あるか。

稲辺係長:利用料金や職員の体制等については特に変更がない。また、同法人による市内の グループホームは資料に記載している事業所がすべてである。

矢吹委員長:小規模多機能所の廃止について、13 年 5 か月の運営期間がある事業所が利用者の減少により廃止するということだが、この地域には小規模多機能を利用する人が少ないのか。もしくは既に充足している地域ということか。

稲辺係長:詳細な分析はしていないが、小規模多機能の応募状況が思わしくないところもあり、9 期計画に向けてはニーズ等についても考えていく必要があると思われる。

矢吹委員長:計画目標に関わることであり、計画の見直しや募集の周知方法についての検討 が必要になることもある。

田口委員:小規模多機能は、運営のノウハウがある事業者であれば安定した経営ができると 感じる。運営側の習熟度による違いがあるのではないかと思われる。

矢吹委員長:運営方法によるところもあるかもしれない。

3. 議事

(1)指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料 $5-1\sim5-6$) 事務局より説明

矢吹委員長: ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員:参考資料 5-2、5-3 の小規模多機能及び看護小規模多機能について、同一敷地内 に併設の事業所とのことだか、住宅型有料老人ホームの併設はあるか。地域密着 型サービス事業所に併設施設がある場合、仙台市では併設施設利用者へのサー ビス提供の割合が 50%を超えないよう指導していると思うが。

古城課長:住宅型有料老人ホームの併設はない。小規模多機能と看護小規模多機能は同一敷 地内の1階と2階に分かれて設置される。 土井委員:単独の施設として地域にサービス提供されるということで、素晴らしいと思う。

折腹委員:同じく参考資料 5-2、5-3 の小規模多機能及び看護小規模多機能について、職員の兼務関係はどのようになるか。

古城課長:ケアマネジャーのみ兼務するということだ。

折腹委員:会議や委員会の開催については連携して行われることになると思うが、そのあたりは特に問題はなかったか。

古城課長:連携しながら効果的に開催されるように指導していきたい。

矢吹委員長:他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について(資料 6) (参考資料 6-1) 事務局より説明

矢吹委員長: ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員:グループホームについて、過去に処分を受けていたと思われる事業所があるが、 指定期間外であることから更新に問題はないということでよろしいか。また、7 月1日に更新される認知症対応型通所介護については、運営指導が令和4年度 実施予定となっているが、既に実施されたのか、もしくはこれから実施されるのか。

古城課長:ご指摘のグループホームへの処分は平成23年度であったため、指定期間外となっている。また、認知症対応型通所介護への運営指導は今年度まだ実施されておらず、これから行う予定である。

矢吹委員長:グループホームについて、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 が平成30年度以降開催されていなかったこと、運営推進会議を平成30年度以 降実施していなかったことに対する改善指示事項の記載がある事業所があるが、 これは減算対象となる事項ではないか。

議田係長:身体拘束未実施減算として、令和2年12月から令和3年2月までの間、減算を 適用した。その後改善状況を確認し、減算は解除となった。平成30年度に運営 法人の内部で統制がとれていなかったことや、コロナ禍により、実地指導で指摘 するまで委員会の開催が行われていなかったという状況であった。

矢吹委員長:他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。 ⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

矢吹委員長:コロナウイルスの感染状況によると思うが、オンラインではなく対面で実施 することもあり得るか。

稲辺係長:状況を見て検討したいと思う。

田口委員:感染状況が落ち着いているのであれば、委員長がおっしゃる通り対面で実施した方が、より議論が深まると思う。

矢吹委員長:現在の委員の構成になってからは対面での開催をしていないので、対面でできる場合は対面で、オンラインでも足りる場合はオンラインで開催するといったように使い分けができればと思う。

5. 閉会